



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

- 条 例
- 沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例（流通政策課）…………… 1
 - 規 則
 - 沖縄県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則（流通政策課）…………… 2

公布された条例のあらまし

- 沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例（条例第41号）
 - 1 卸売価格の定義規定を改めることとした。（第55条関係）
 - 2 卸売金額の定義規定を改めることとした。（第60条関係）
 - 3 売買仕切書に記載すべき事項及び売買仕切金の定義規定を改めることとした。（第63条関係）
 - 4 買受代金の定義規定を改めることとした。（第67条関係）
 - 5 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則）

条 例

沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第41号

沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

沖縄県中央卸売市場条例（昭和59年沖縄県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第55条第4項、第60条第3項、第63条第2項及び第67条第1項中「100分の5」を「100分の8」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

規 則

沖縄県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第36号

沖縄県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県中央卸売市場条例施行規則（昭和59年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第5備考1中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第48号様式及び第64号様式中「100分の5相当額」を「100分の8相当額」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

発行所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
--	---